

感染症・食中毒発生予防及び蔓延防止に関する指針

特定非営利活動法人近江福祉会

1. 感染症・食中毒の予防、蔓延防止の基本的考え方

特定非営利活動法人近江福祉会の法人理念に基づき、感染症・食中毒予防に努めるとともに感染症が発生した場合は、施設内の蔓延を防止するための措置を講じ、入居者・利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症・食中毒の予防、蔓延防止に関する指針」を定める。

2. 感染症・食中毒の予防、蔓延防止の基本的方針

管理者をはじめ、全職員が一丸となって感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のために担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組む。

3. 平常時の対応

1. 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努め、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的の実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。
2. 介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
3. 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図り、蔓延防止に努める。

4. 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、つぎの措置を図る。

1. 発生状況の把握
2. 感染拡大の防止
3. 医療措置
4. 市町村への報告
5. 保健所及び医療機関との連携

6. 感染症・食中毒蔓延防止に関する体制

1. 感染症対策委員会の設置

施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会を設置する。

- ① 委員会の運営責任者は管理者とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、他の会議体と一体的に行う場合がある。

③ 委員会は、定期的（年２回以上）に行い、かつ必要な場合は臨時委員会を開催する。

④ 委員会の検討内容

- １．施設内感染対策の立案
- ２．指針・マニュアル等の整備・更新
- ３．利用者及び職員の健康状態の把握
- ４．感染症発生時の措置（対応・報告）
- ５．研修・教育計画の策定及び実施
- ６．感染症対策実施状況の把握及び評価

７．職員に対する研修の実施

職員に関する感染症対策のための研修を実施する。

- １．感染症発生及び蔓延防止の基本の習得や感染症対策マニュアルの内容確認のため。
- ２．開催頻度は特に定めないが、冬期や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識普及・啓発を促す。
- ３．新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内で流行している場合は、上記期間に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

８．指針の閲覧

「感染症・食中毒発生予防及び蔓延防止に関する指針」は、求めに応じていつでも施設内で閲覧できるとともに、ホームページ上へ公表する。

附則

本指針は、令和５年４月１日から施行する。